

第 7 回研究会における指摘事項への対応方針について

協議事項 (1) 「第 3 章政令指定都市に関わる詳細検討の追加項目について」

分類	指摘	対応方針
試算について	<p>(議員数)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議員数は、実態として地方自治法上の上限数に合わせている例は少ないように思う。福岡市、川崎市の例に合わせて「63 人」としてはどうか。 ・ 地方自治法上の上限数に合わせてもこれだけの効果があるとした方がよいのではないか。意図的に削減効果を大きく見せていると誤解されないようにする必要がある。 ・ 地方自治法上の上限数を明記した上で、「63 人」としてはどうか。 	指摘に基づき、地方自治法上の上限数に合わせた場合と、「63 人」とした場合の 2 通りを示すこととする。
	<p>(一般職員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資料 2 p10 の人口 1 万人あたり職員数は都市により大きな開きがあるが、想定される要因を調べられないか。 	各市の個別具体の事情によるところが大きいと考えられる。様々な要因の中の一つとして、サービスの提供方法(直営か、民間委託等により提供するか)の違いが影響している可能性もある。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資料 2 別紙 p2 で、「商工部門では政策立案機能の充実強化により」とあるが、下にある表と必ずしも対応しておらず、表現には違和感がある。 	本文と表の該当箇所を削除する。 (本文と表の表現の整合がとれていないこと、また表についても「試験研究養成機関」については職員を配置していない市の方が多く、一概に増員が見込まれるとするとはいえないこと、「観光」についても、権能の増加により増員が見込まれる部門として整理することは適切ではないと考えられるため。)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資料 2 p11 民間委託の推進等により「職員数が削減できる可能性はある」とあるが、傍観者的な表現に見える。主体的な表現とした方がよいのではないか。 ・ 削減できると書いてもよいのではないか。 	指摘に基づき表現を修正する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 つ目の段落の表現は文が長くわかりにくい。わかりやすい表現とされたい。 	指摘に基づき表現を修正する。

協議事項（２） 「行政区の考え方について」

分類	指摘	対応方針
区割りの基本的な考え方について	<ul style="list-style-type: none"> ・ ２）本地域における考え方（例）で、「例」とあるのはどういった意図か。 本格的な検討は今後行政区画編成審議会等しかるべき会議体において行われると考えられることから「例」としている。表現は(案)とした方がよいかもしれない。（事務局） 	<p>本報告書自体が提案としての性格を有するものであることから、「例」という表現は削除する。</p>
区割りの基本的な考え方について、行政区の考え方の全体構成について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小区役所制が適しているとは思いますが、実際に行政区と本庁でどのような権限を落とすかという議論は個別具体の検討が必要であり、まだ先の話だろう。 ・ 小区役所制でよいと思うが、説明として本地域の特性を踏まえるところちらがリーズナブルだという点がわかりやすいように記述する必要があるだろう。 ・ 区割りの考え方を先に持ってきて、権限については最後に触れるという流れの方がよいのではないか。権限については第２ステップのテーマである。 ・ 内容としてはこういったものでよいかもしれないが、小区役所制、大区役所制といった点には触れなくてもよいのではないか。 	<p>指摘に基づき、構成等を修正する。</p>
人口規模について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人口 10～20 万が適正かを補完するデータがあるとよい。 	<p>第２章において整理した、既存の政令指定都市の行政区ごとの人口に、一部追記した上で再掲する。</p>